

一般社団法人保険者機能を推進する会 定款

第1章 総則

第1条（名称）

本会は、一般社団法人保険者機能を推進する会と称する。

第2条（事務所）

本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第3条（目的）

保険者機能の原点は、被保険者・被扶養者のために、

- ・ 良質な医療を確保する
- ・ 保険料を効率的に活用する
- ・ 保健事業に代表される健康づくりを推進する

ことにあり、この実施・実現が保険者の使命である。

本会は、保険者自身が集い、参画し、この保険者の使命の実施・実現のため、保険者機能の研究とその具体的方策の実行を目的とする。

第4条（事業）

本会は、保険者機能を強化、発揮し、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）保険者機能に関わる各種調査・研究等
- （2）組合健保の役職員に必要な知識、スキル、モラル向上のための研修等
- （3）公的医療保険の制度上または運営上の改善、改革を要請する活動等
- （4）保険者機能を効果的、効率的に発揮するための会員健保組合間並びに関係団体等を含めた連携および共同事業の推進
- （5）その他、前条の目的を達成するために必要な事業

第5条（機関）

本会には、社員総会および理事のほか、理事会および監事を置く。

第2章 会員

第6条（種別）

本会の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- （1）正会員 本会の目的に賛同して入会した健康保険組合
- （2）準会員 健康保険組合の都道府県連合会およびその下部組織、ならびに健康保険組合以外の保険者および団体等
- （3）賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した企業
- （4）名誉会員 総会において推薦された個人

第7条（入会）

正会員および準会員並びに賛助会員として入会しようとする者の入会の可否は、理事会において決定する。

- 2 正会員および準会員並びに賛助会員は、入会と同時にその代表者（以下「会員代表者」という。）1名を届け出るものとする。
- 3 会員代表者は、その会員を代表するに相応しい職位の者に限ることとし、変更があったときは、その都度新代表者を届け出るものとする。

第8条（会費）

会員は、第6条の種別に応じて、総会の定めるところによって、会費を負担する義務を負う。

第9条（退会）

会員は、理事会あて通知の到達をもって、任意に退会することができる。

- 2 会員が次の各号の一つに該当するときは、退会したものとみなす。
 - （1）法人または団体が解散、破産、合併消滅したとき。
 - （2）会費を引き続き2年度にわたり納入しないとき。
 - （3）後見開始または保佐開始の審判を受けたとき。
 - （4）死亡しまたは失踪宣告を受けたとき。

第10条（除名）

会員が、次の各号の一つに該当する場合には、総会において、正会員の半数以上が出席し、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。

- （1）本会の定款または規則に違反したとき。

- (2) 本会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項により会員を除名する場合は、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をするとともに、除名の議決を行う総会において、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

第11条（会員資格喪失に伴う権利および義務）

会員が前二条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未納の会費は徴収され、既納の会費およびその他の拠出金品は、これを返還されない。

第3章 役員等

第12条（種類および定数）

本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
副 会 長 3名以上7名以内
理 事 11名以上20名以内
- (2) 監 事 1名以上2名以内
- 2 第1項第1号中、会長および副会長の数は、理事の数に含まれるものとする。

第13条（会長、副会長の選任および職務）

会長および副会長は、総会の決議により選定する。

- 2 会長をもって一般法人法上の代表理事とする。
- 3 会長は、本会を代表し、総会、理事会、正副会長会議を招集し、会務を統括する。
- 4 副会長のうち1名を、総会の決議により一般法人法上の代表理事とする。
- 5 副会長のうち代表理事以外の者は、一般法人法上の業務執行理事とする。
- 6 副会長は会長を補佐する。会長が事故等何らかの理由により職務の遂行が困難と判断される場合、代表理事である副会長が会長の職務を代行する。

第14条（理事の選任および職務）

理事は、第7条第2項の規定により届け出られている正会員の会員代表者のうちから、総会においてこれを選定する。

- 2 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、本会の業務の執行を決定する。

第15条（監事の選任および職務）

監事は、第7条第2項の規定により届け出られている正会員の会員代表者のうちから、総会においてこれを選定する。ただし、監事は本会またはその子法人の理事もしくは使用人を兼ねることはできない。

2 監事は次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査すること。
- (2) 本会の業務並びに資産および会計の状況を監査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、もしくはその行為をするおそれがあると認めるとき、または法令もしくは定款に違反する事実もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること
- (5) 前号の報告をするための必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求の日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令もしくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
- (7) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令もしくは定款に違反する行為をし、またはその行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対して、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

第16条（任期）

理事の任期は、選任後の2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終了のときまでとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終了のときまでとし、再任を妨げない。

3 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。ただし、増員された監事の任期については、現任者の残任期間が2年に足りないときは、前項によるものとする。

第17条（解任）

役員が次の一に該当するときは、総会において、解任することができる。

ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる社員の議決権

の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務違反その他、役員たるに相応しくない行為があると認められるとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないと認められるとき。
- 2 前項第1号の規定により解任する場合は、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

第18条（報酬等）

常勤の役員には報酬を支給することができる。その額については、別に定める役員等の報酬規定による。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
- 3 前二項に関し必要な事項は、総会の議決により別に定める。

第19条（取引の制限）

理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己または第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己または第三者のためにする本会との取引
 - (3) 本会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

第20条（役員等の責任の免除）

一般法人法第111条第1項に規定する、役員等（役員等であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、理事会（当該責任を負う理事を除く。）の決議によって免除することができる。

第4章 総会

第21条（種類）

本会の総会は、年2回の定時総会および臨時総会の2種とする。

- 2 総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

第22条（構成）

総会は、正会員をもって構成する。

- 2 総会における議決権は、各1個とする。

第23条（権限）

総会は、一般法人法に規定する事項並びにこの定款に定める事項に限り議決する。

- 2 総会は、次の事項を議決する。
 - (1) 役員等の選任および解任
 - (2) 役員等の報酬の額またはその規程
 - (3) 定款の変更
 - (4) 各事業年度の事業計画および収入支出予算
 - (5) 各事業年度の計算書類
 - (6) 入会の基準
 - (7) 年会費および特別会費の金額
 - (8) 会員の除名
 - (9) 長期借入金並びに重要な財産の処分および譲受け
 - (10) 解散および残余財産の処分
 - (11) 合併、事業の全部または一部の譲渡
 - (12) 理事会において総会に付議した事項
 - (13) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項およびこの定款に定める事項
- 3 前項にかかわらず、個々の総会においては、第25条（招集）第3項の書面に記載した目的および審議事項以外の事項は、議決することができない。

第24条（開催）

定時総会は、毎事業年度開始後6か月以内に1回、および毎事業年度開始前3か月以内もしくは毎事業年度開始後1か月以内に1回開催する。ただし、毎事業年度開始後6か月以内に開催される定時総会をもって、一般法人法上の定時社員総会とする。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事が必要と認め、理事会に招集の請求をしたとき
 - (2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項および招集の理由を記載した書面(含む電磁的書類)により、招集の請求が理事会にあったとき

(3) 前項の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、総会を招集することができる。

①請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合

②請求があった日から6週間以内の日を総会の日とする招集の通知が寄せられない場合

第25条（招集）

総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所（含むWeb会議）、目的および審議事項を記載した書面（含む電磁的書類）をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

第26条（議長）

総会の議長は、会長または副会長の一人がこれに当る。

第27条（定足数）

総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

第28条（議決）

総会の議事は、一般法人法第49条第2項に規定する事項およびこの定款に別段の定めがあるものを除き、正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決する。

第29条（書面表決等）

やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、表決委任者は、会議に出席したものとみなす。

2 理事会において、総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができるものと定めた場合には、正会員は、当該総会に関しあらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

第30条（議事録）

総会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- （1）日時および場所（含む Web 会議）
 - （2）正会員の現在員数および出席者数（書面表決者および表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。）
 - （3）報告事項および議決事項
 - （4）議事の経過の概要およびその結果
 - （5）議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2名以上が、署名、捺印をしなければならない。

第31条（総会規則）

総会の運営に関し必要な事項は、法令またはこの定款に定めるもののほか、総会において定める総会規則による。

第5章 役員会

第32条（種別）

役員会は、理事会および正副会長会議とする。

第33条（理事会の構成）

理事会は、すべての理事をもって構成する。

第34条（理事会の権限）

理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- （1）総会の日時および場所（含む Web 会議）並びに議事に付すべき事項の決定
 - （2）規則の制定、変更および廃止に関する事項
 - （3）前各号に定めるもののほか、本会の業務執行の決定
 - （4）理事の職務の執行の監督
 - （5）会長、副会長の選定および解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- （1）重要な財産の処分および譲受け
 - （2）多額の借財

- (3) 重要な使用人の選任および解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更および廃止
- (5) 内部管理体制の整備

第35条（理事会の種類および開催）

理事会は、通常理事会および臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、3か月に一回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面（含む電磁的書類）をもって会長に招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 第15条第2項第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、または監事が招集したとき。

第36条（理事会の招集）

理事会は、会長が招集する。ただし前条第3項第3号により理事が招集する場合および前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

- 2 会長は、前条第3項第2号または第4号前段に該当する場合には、その日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所（含むWeb会議）、目的および審議事項を記載した書面（含む電磁的書類）をもって、開催日の1週間前までに、各理事および各監事に対して通知しなければならない。

第37条（理事会の議長）

理事会の議長は、会長または副会長の一人がこれに当る。

第38条（理事会の定足数）

理事会は、議決に加わることができる理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 前項の決議について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

第39条（理事会の議決）

理事会の議事は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

- 2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることが出来る理事の全員が書面により同意の意思表示（直筆にてサインをした決議書原本の郵送または直筆にてサインをした決議書を FAX や PDF 化しメールなどでの送付をすること）をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

第40条（理事会の議事録）

理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事1名と監事1名は、これに署名もしくは記名押印しなければならない。

第41条（正副会長会議の構成）

正副会長会議は、会長およびすべての副会長をもって構成する。

第42条（正副会長会議の職務）

正副会長会議は、会長が行う業務執行を補佐するために協議する。

第43条（正副会長会議の種類および開催）

正副会長会議は、通常正副会長会議および臨時正副会長会議の2種とする。

- 2 通常正副会長会議は、原則として通常理事会の前に毎回開催する。
- 3 臨時正副会長会議は、会長が必要と認めたときに開催する。

第44条（正副会長会議の招集）

正副会長会議は、会長が招集する。

第45条（正副会長会議の議長）

正副会長会議の議長は、会長がこれに当る。

第46条（正副会長会議の定足数）

正副会長会議は、会長および副会長の現在数の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

第47条（議決）

正副会長会議の協議が不調なときは、会長の裁決をもって決す。

第6章 特別顧問およびアドバイザー

第48条（特別顧問）

本会に特別顧問を置くことができる。

- 2 特別顧問は、本会に特に功労のあった者のうちから、理事会の議決を得て、会長がこれを委嘱する。
- 3 特別顧問は、会長の諮問に答え、または会長に対し、もしくは正副会長会議および理事会に出席し意見を述べることができる。

第49条（アドバイザー）

本会にアドバイザーを迎えることができる。

- 2 本会の目的に賛同する行政・大学・関係団体並びに研究機関などの学識経験者のうちから、理事会の決議を得て、会長がこれを委嘱する。
- 3 アドバイザーは、本会の求めに応じて意見を述べ、本会の事業に協力する。

第50条（特別顧問およびアドバイザーの任期）

特別顧問およびアドバイザーの任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 新たに委嘱された特別顧問およびアドバイザーの任期は、委嘱された当時在任中の特別顧問およびアドバイザーの残任期間とする。

第7章 資産および会計

第51条（資産の管理）

本会の資産は、会長および事務局長が管理し、その方法は理事会の議決による。

第52条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第53条（事業計画および収支予算）

本会の事業計画および収支予算については、会の運営維持に関わる本会計

と、事業の推進実施に関わる事業会計に区分して毎事業年度開始前に会長が作成し、理事会の議決を得て、総会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ、収入・支出することができる。

第54条（事業報告および決算）

本会の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告書および計算書類並びにこれらの附属明細書（以下「計算書類等」という）を作成し、監事の監査を受けることとし、その後理事会の承認を得た上で、定時社員総会において計算書類については承認を得るものとし、事業報告については定時社員総会で報告するものとする。

第55条（長期借入金並びに重要な財産の処分または譲受け）

本会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、総理事の議決権の3分の2以上の議決を得なければならない。

- 2 本会が重要な財産の処分または譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を得なければならない。

第56条（会計原則）

本会の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

第8章 定款の変更、合併および解散等

第57条（定款の変更）

この定款は、総会において、議決に加わることのできる正会員の議決権の3分の2以上の議決を得て変更することができる。

第58条（合併等）

本会は、総会において、議決に加わることのできる正会員の議決権の3分の2の議決により、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部または一部の譲渡をすることができる。

第59条（解散）

本会は、一般法人法第148条に規定する事由により解散する。

第60条（残余資産の処分）

本会が解散等により清算するとき有する残余資産は、総会の議決により、本会の残余資産の帰属権利者を決定するものとする。

第9章 事務局

第61条（事務局）

本会の常務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には事務局長1名を置き、事務局を統括する。
- 3 事務局長および重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、会長が理事会の議決により、別に定める。
- 5 この定款の前条までの定めにかかわらず、事務局は、総会、理事会、正副会長会議に出席し、議長による議事の進行を補佐する。

第62条（備付け帳簿および書類）

事務所には、常に次に掲げる帳簿および書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 理事、監事および職員の名簿並びに履歴書
 - (3) 認定、許可、許可等および登記に関する書類
 - (4) 定款に定める理事会の議事に関する書類
 - (5) 財産目録
 - (6) 役員等の報酬規程
 - (7) 事業計画書および収支予算書
 - (8) 事業報告書および収支計算書等の計算書類
 - (9) 前項の監査報告書
 - (10) その他法令で定める帳簿および書類
- 2 前項各号の帳簿および書類等の閲覧については、法令の定めによる。

第63条（公告方法）

本会の公告は、電子公告の方法により行う。

第10章 補則

第64条（委任）

この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

第11章 附則

第65条（設立時社員の名称および住所）

本会の設立時社員の名称および住所は以下のとおりである。

東京都千代田区丸の内二丁目7番3号
三菱電機健康保険組合

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
三菱健康保険組合

第66条（設立時役員）

本会の設立時理事、設立時監事は、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は役員名簿に記載の日までとする。

第67条（最初の事業年度）

本会の設立初年度の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、本会成立の日から2011年3月31日までとする。

第68条（任意団体たる保険者機能を推進する会の会員等の引継ぎ）

この定款の規定にかかわらず、任意団体たる保険者機能を推進する会（以下「任意団体」という）の正会員、準会員、名誉会員として名簿に記載されているものは、当該任意団体の総会の決議を得ることを条件として、本会の成立と同時に、それぞれ本会の正会員、準会員、名誉会員として本会に入会するものとする。

- 2 任意団体の事業計画および収支予算並びに資産は、その総会の決議を得ることを条件に、本会成立と同時に本会に引き継がれるものとする。

以上、一般社団法人保険者機能を推進する会を設立するため、設立時社員の定款作成代理人である司法書士栗原義英は、電磁的記録により本定款を作成し、電子署名する。

2010年12月16日

設立時社員 三菱電機健康保険組合

設立時社員 三菱健康保険組合

上記定款作成代理人

東京都港区西新橋二丁目7番4号

司法書士 栗原義英

この定款の変更は2025年3月26日に開催された第29回定時社員総会において改訂され、同日より効力を生じるものとする。本附則は、定款の変更の効力発生をもってこれを削除する。

設立時役員名簿

設立時代表理事	(会 長)	安 倍 孝 治
設立時代表理事	(副 会 長)	満 生 忍
設立時理事	(副 会 長)	豊 澤 敏 明
設立時理事	(副 会 長)	出 口 晃
設立時理事	(副 会 長)	徳 永 一 夫
設立時理事		森 田 孝 司
設立時理事		梅 原 貞 臣
設立時理事		大 見 川 幹 生
設立時理事		小 玉 道 雄
設立時理事		幸 野 庄 司
設立時理事		天 神 敏 門
設立時理事		住 田 孝 司
設立時理事		国 井 政 顕
設立時理事		小 木 隆 之
設立時理事		山 根 加 寿 恵
設立時監事		井 崎 恵 介
設立時監事		木 村 隆

- 一 設立当初の理事（会長、副会長を含む。）の任期は、2011年度事業年度に関する定時社員総会終結のときまでとし、再任を妨げない。
- 二 設立当初の監事の任期は、2013年度事業年度に関する定時社員総会終結のときまでとし、再任を妨げない。